

奈良市公報				令和6年7月19日発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長
号外第10号 令和5年9月条例等				
目次				
条 例				
月	日	番号	件名	主管
9	29	25	奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例	総合政策課
9	29	26	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
9	29	27	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	保健衛生課
9	29	28	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
9	29	29	奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例	地域教育課
9	29	30	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防課
9	29	31	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	子ども政策課
9	29	32	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例	地域教育課
規 則				
月	日	番号	件名	主管
9	29	54	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
9	29	55	奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	環境政策課
告 示				
月	日	番号	件名	主管
9	1	403	奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示	文化振興課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
9	28	16	奈良市企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程	企業総務課
9	28	17	奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程	企業総務課

条

例

奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。
令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 25 号

奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例
(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金を積み立てるため、奈良市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

(1) 前条の目的のための寄附金

(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 26 号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出し並びに同項及び附則第 5 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 27 号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市手数料条例の一部改正)

第 1 条 奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 117 項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(奈良市興行場法施行条例の一部改正)

第 2 条 奈良市興行場法施行条例（平成 24 年奈良市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書及び同項第 6 号を削り、同条第 2 項ただし書を削る。

第 4 条中「営業者」を「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」に改める。

(奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 9 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 28 号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 25 年奈良市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人奈良芸能文化協会の項中「平成 30 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで」を「令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 29 号

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「使用承認及び使用制限」を「利用承認及び利用制限」に改め、同項第 3 号中「又は」を「及び」に改める。

第 4 条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第 5 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 6 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第 3 号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し」を

「施設等を毀損し」に改める。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

(利用料金)

第 7 条 センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 8 条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第 12 条を第 14 条とする。

第 11 条中「使用者」を「利用者」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第 10 条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第 1 項中「使用」を「利用」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 承認を受けた利用目的以外に利用したとき。

第 9 条第 2 項中「使用」を「利用」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の還付)

第 9 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	宿泊利用料金（ 宿泊室）（1 泊当 たり）	宿泊利用料金（ ロジ）（1 泊当 たり）	宿泊利用料金（ キャンプサイ ト）（1 泊当たり）	日帰り利用料金
3 歳から 18 歳まで	円 400	円 350	円 100	円 50
19 歳以上	1, 200	1, 000	400	200
備考 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に 2 を乗じて得た額を限度とする。				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正前の奈良市青少年野外活動センター条例第 5 条の規定により行われた使用承認は、この条例による改正後の奈良市青少年野外活動センター条例第 5 条の規定により行われた利用承認とみなす。

3 この条例による改正後の奈良市青少年野外活動センター条例第 7 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後

の利用に係る利用料金から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和 5 年 9 月 29 日掲示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 30 号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 12 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 14 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 14 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 14 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 12 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 54 条の 2 の 3 第 1 項及び第 4 項中「喫煙し」を「みだりに喫煙し」に改め、「みだりに」を削る。

第 56 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	

			据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の奈良市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(令和5年9月29日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第31号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立西大寺北幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年9月29日揭示済)

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 32 号

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成 12 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「使用承認及び使用制限」を「利用承認及び利用制限」に改める。

第 3 条の 3 第 1 項第 1 号ア中「日曜日及び」を「日曜日並びに」に改める。

第 4 条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改める。

第 5 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条第 1 項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 6 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第 3 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条中「使用者」を「利用者」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条中「キャンプフィールドの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同項第 3 号中「使用目的以外に使用した」を「利用目的以外に利用した」に改め、同項第 4 号中「前条各号」を「第 6 条各号」に改め、同条第 2 項中「使用」を「利用」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金）

第 7 条 キャンプフィールドの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、キャンプフィールドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第 8 条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第 9 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条関係）

区分	宿泊利用料金（1 泊当たり）	日帰り利用料金
3 歳から 18 歳まで	円 100	円 50
19 歳以上	400	200
備考 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に 2 を乗じて得た額を限度とする。		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正前の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第 5 条の規定によ

り行われた使用承認は、この条例による改正後の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第 5 条の規定により行われた利用承認とみなす。

- 3 この条例による改正後の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第 7 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前のキャンプフィールドの使用については、なお従前の例による。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

規

則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 54 号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 4 第 1 項に規定する課税資産の譲渡等を行った場合に、納入義務者から適格請求書（同項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）の交付を求められたときは、債務請求明細書（別記第 4 号様式の 2）を交付するものとする。

第 22 条に後段として次のように加える。

この場合において、第 11 条第 1 項後段の交付を行つた者に対しては、債務返還請求明細書（別記第 4 号様式の 3）を交付するものとする。

別記第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 4 号様式の 2 (第 11 条関係)

債務請求明細書

奈良市

登録番号

発行日

次のとおりご請求申し上げます。

件名

年度:

管理番号:

債権番号:

会計:

金額:
(10%対象金額:
(8%対象金額:
(非課税金額:

円
円
円
円)

消費税:
消費税額:
消費税額:

円
円)
円)

税区分:

No.	取引日	品目	数量 単位	単価 金額

※品目欄「*」表記は軽減税率(8%)対象、「-」表記は非課税対象
※登録番号欄には適格請求書発行事業者登録番号を記載

頁

第 4 号様式の 3 (第 22 条関係)

債務返還請求明細書

奈良市

登録番号
発行日

次のとおり返還いたします。

件名

年度： 管理番号： 債権番号：
会計：

金額： 円 消費税： 円
(10%対象金額： 円 消費税額： 円)
(8%対象金額： 円 消費税額： 円)
(非課税金額： 円) 税区分：

No.	取引日	品目	数量 単位	単価 金額

※品目欄「*」表記は軽減税率(8%)対象、「-」表記は非課税対象
※登録番号欄には適格請求書発行事業者登録番号を記載 頁

附 則
この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 55 号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次のとおり」を「次の表の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおり」に改め、同条の表を次のように改める。

区分	開場時間	休場日
奈良市中筋自転車駐車場	午前 5 時から翌日午前 0 時 45 分まで	12 月 31 日及び 1 月 1 日から 同月 3 日まで
奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場、奈良市高の原第三自転車駐車場及び奈良市高の原第四自転車駐車場	終日	なし

第 3 条第 5 項中「(1 月にあつては 4 日)」及び「(12 月にあつては 30 日)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、休場日を除く。

第 4 条第 1 項中「、奈良市高の原第二自転車駐車場（第 5 条の回数駐車券の券片の提出により一時使用料の納付ができる部分（以下「回数駐車券利用可能部分」という。）に限る。）又は奈良市高の原第三自転車駐車場」を削る。

第 4 条の 2 中「次条」を「第 5 条」に、「給付」を「納付」に改め、「、奈良市高の原第二自転車駐車場（回数駐車券利用可能部分を除く。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 3 一時使用料の納付（次条のプリペイドカードによる納付を含む。第 8 条第 4 項において同じ。）により奈良市高の原第二自転車駐車場又は奈良市高の原第三自転車駐車場を利用しようとする者は、条例第 4 条第 1 項の規定による承認を受けようとするときは、入場の際に駐車場入口に設置した発券機（以下「発券機」という。）により一時駐車券を取得したときに、市長への利用の申請があつたものとみなし、入場ゲートを自転車等が通過した時に、市長の承認があつたものとみなす。

第 5 条第 1 項の表奈良市高の原自転車駐車場利用券の項中「別記第 6 号様式の 2」の次に「(奈良市高の原第一自転車駐車場及び奈良市高の原第四自転車駐車場利用に限る。）」を加え、同条第 2 項中「、奈良市高の原第二自転車駐車場（回数駐車券利用可能部分に限る。）又は奈良市高の原第三自転車駐車場」を削り、「(回数駐車券利用可能部分を除く。）」を「、奈良市高の原第三自転車駐車場」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 奈良市高の原第二自転車駐車場又は奈良市高の原第三自転車駐車場の定期利用者にあつては、入場するときは発券機に、駐車場から出場するときは駐車場出口に設置した精算機（以下「精算機」という。）に電子申請により承認された定期駐車券を認識させなければならない。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 第 4 条の 3 の規定による承認を受けた者は、駐車場から出場するときは、精算機で一時使用料の納付をしなければならない。

第 10 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) その他市長が特別の理由があると認めた場合 市長が定める額

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(使用許可の申請等の特例)

第 13 条 奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場の使用の許可の申請等の手続は、第 3 条、第 7 条第 1 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 403 号

奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市文化振興補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、次条第 1 項第 3 号ウに規定する事業については、この限りでない。

第 3 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

ウ 新規性や拡充性を有し、市内での継続的な展開が見込まれる文化活動であること（以下「スタートアップ支援事業」という。）。

第 3 条第 2 項第 6 号中「財源とするもの」の次に「及び奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附等の市への寄附金を財源とするもの」を加える。

第 4 条第 3 号の表に次のように加える。

スタートアップ支援事業	20 万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の 3 分の 2（1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
-------------	-------	--

第 10 条の表に次のように加える。

スタートアップ支援事業	奈良市文化振興補助事業（スタートアップ支援事業）
-------------	--------------------------

別記第 3 号様式中「1/2（）」の次に「スタートアップ支援事業にあつては 2/3。」を加える。

別記第 7 号様式中「有すること」の次に「（スタートアップ支援事業を除く。）」を加える。

別記第 11 号様式中「1/2（）」の次に「スタートアップ支援事業にあつては 2/3。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市文化振興補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に要望される補助金の交付について適用する。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市文化振興補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 5 年 9 月 1 日揭示済)

公

営

企

業

奈良市企業局管理規程第 16 号

奈良市企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 9 月 28 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

奈良市企業局行政文書管理規程（令和 4 年奈良市企業局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 行政文書の取扱いは、他の電子情報処理組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システム（電子計算機を利用して行政文書の収受、作成、決裁、施行、保存、廃棄その他行政文書の管理に関する事務を総合的に管理するための情報処理システムで、企業総務課長が管理するものをいう。）によって行わなければならない。

第 4 条中「応じ」の次に「、別に定める基準に従い」を加える。

第 10 条を次のように改める。

(委任)

- 第 10 条 この規程に定めるもののほか、行政文書の管理及び取扱いに関し必要な事項は、奈良市行政文書管理規程（令和 4 年奈良市訓令甲第 1 号。第 26 条第 2 項及び第 27 条第 2 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる文字に読み替えるものとする。

読み替える奈良市行政文書管理規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 条	奈良市行政文書管理規則（令和 4 年奈良市規則第 11 号）	奈良市企業局行政文書管理規程（令和 4 年奈良市企業局管理規程第 14 号）
第 2 条第 2 号	奈良市行政組織条例（平成 13 年奈良市条例第 37 号）に規定する部等	奈良市企業局組織規程（平成 14 年奈良市水道局管理規程第 2 号）に規定する部
第 2 条第 3 号	課、室、センター、工場及び事務所	課及びセンター
第 2 条第 5 号、第 3 条、第 5 条第 4 項、第 6 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項第 5 号、第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項第 3 号、第 25 条、第 26 条の見出し、第 27 条第 1 項、第 28 条、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 32 条	総務課長	企業総務課長
第 15 条（見出しを含む。）	法務ガバナンス課長	
第 6 条第 1 項第 1 号	財務会計システム	企業会計システム
第 7 条第 1 号イ及び第 15 条第 1 項第 1 号	規則	管理規程
第 7 条第 1 号イ	地方自治法第 15 条	地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 第 10 条
第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号	市名	企業局名
第 18 条第 2 項	市名、市役所名	
第 8 条第 1 項第 1 号	法務ガバナンス課	企業総務課
第 10 条第 1 項及び第 4 項、第 23 条並びに第 26 条第 1 項	総務課	
第 9 条	本市	奈良市企業局
第 11 条及び第 21 条第 2 項第 2 号	市	
第 9 条	別に定める	市長の事務部局の例によ

		る	
第10条第1項	本庁舎	企業局本庁舎	
第15条第1項	総務部長	経営部長	
第15条第2項第2号	市長	市長又は公営企業管理者	
第17条	奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）	奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）	
第18条第1項	市長名	市長名又は公営企業管理者名	
第21条第3項	奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）第8条第1項	奈良市企業局公印規程（昭和55年奈良市水道局管理規程第8号）第8条第1項	
	同条第3項	同条第2項	
第30条第5項	奈良市行政文書管理規則第9条第2項	奈良市企業局行政文書管理規程第9条第2項	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の奈良市企業局行政文書管理規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得する行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した文書及びマイクロフィルムについては、なお従前の例による。

(奈良市企業局文書取扱規程の廃止)

- 3 奈良市企業局文書取扱規程（平成2年奈良市水道局管理規程第9号）は、廃止する。

(令和5年9月28日揭示済)

奈良市企業局管理規程第17号

奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月28日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

奈良市企業局公用車管理規程（昭和48年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 12 条関係)

公用車運転報告書

報告日 年 月 日

安全運転 管理者	所属長	主 幹	補 佐	係 長	公用車 管理担当者

月分	年 月分	所属	登録番号	奈良
----	------	----	------	----

日	時刻		走行 指示数 km	走行 距離 km	燃料 ℓ	使用目的	行 き 先	運転者	アルコール 検知器 の値	酒気帯び の有無		指示事項
	出発	帰庁								運転前	運転後	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
	:	:							行 帰	無 有	無 有	
備考	1 箇月走行距離 km・1 箇月燃料使用量 ℓ・1 ℓ 当たり走行距離 km 1 日当たり走行距離 km・1 箇月オイル使用量 ℓ ※燃料種別 軽油 ☐											

※燃料種別が軽油の場合、☐にℓを記入してください。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 9 月 28 日揭示済)